破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８３３号
大阪府豊中市城山町３丁目１番13―210号、前住所大阪府豊中市南桜塚３丁目５番７―201号
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８３４号
大阪府豊中市城山町３丁目１番13―210号、前住所大阪府豊中市南桜塚３丁目５番７―201号
債務者　山口　夢乃
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９６９号
大阪府門真市新橋町31番24―201号
債務者　永瀬　経二
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１００号
大阪府茨木市南耳原２丁目３番10号
債務者　勝山　太誠（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５９号
大阪府守口市橋波東之町３丁目９番12号、前住所大阪市淀川区野中北１丁目２番31号　アメニティー新大阪五番館　２Ａ号
債務者　下柿元勇也
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２００号
大阪府茨木市玉瀬町30番36号　玉瀬ハイツ205号
債務者　近藤　誠一
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４６７号
大阪府寝屋川市宝町27番３号
債務者　平田　義幸
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９４号
大阪市鶴見区浜５丁目５番37号
債務者　天野　千恵
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２２号
大阪市平野区加美東６丁目７番36号
債務者　多和田悦子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３４号
大阪市西成区岸里３丁目８番22号
債務者　小林　良子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２号
高知県南国市里改田1079番地
債務者　三谷　浩之
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２４号
高知市知寄町３丁目601番地１　シャルム葛島205号
債務者　原村由美香（旧姓美島）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２５号
高知市知寄町３丁目601番地１　シャルム葛島205号
債務者　美島　幸世
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２６号
高知市知寄町３丁目601番地１　シャルム葛島205号
債務者　美島　智世
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３０号
高知市一宮中町３丁目６番２号　コーポ公文
債務者　小田　　功
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３２号
高知市薊野南町28番26号　エムワンハイツ401
債務者　下村　七重
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４８号
高知市神田976番地２　ラフレシール101号
債務者　青木　文珠
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　高知地方裁判所破産係